

# 認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

事業者：グループホーム プレゼンス野庭

## 1. 事業所の目的及び運営方針

### (1) 事業の目的

グループホームプレゼンス野庭（以下「事業所」という）が行う事業は、認知症の症状にある方を対象とし、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した生活を営む事ができるように支援することを目的とします。

### (2) 運営方針

- ① 事業者は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行います。
- ② 事業者は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮します。
- ③ 事業所は、認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮します。
- ④ 共同生活住居における従事者は、指定認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービスという」）の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその代理人に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明を行います。
- ⑤ 事業所自ら、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

## 2. 事業所概要

- (1) 事業所名 : グループホームプレゼンス野庭
- (2) 住 所 : 神奈川県横浜市港南区野庭 675-20
- (3) 電話番号 : 045-374-6557
- (4) 事業所番号 : 1493100745
- (5) 設備概要

設備	数
1F 居室	9 室
2F 居室	9 室
3F 居室	9 室
共同生活室 1F,2F,3F	3 箇所
キッチン 1F,2F,3F	3 箇所
脱衣室・洗濯室 1F,2F,3F	3 箇所
浴室 1F,2F,3F	3 箇所
事務所・相談室 1F,2F,3F	3 箇所
トイレ 1F,2F,3F	9 カ所
エレベーター	1 機

### 3. 職員の職種、人数・勤務体制

- (1) 管理者 : 1名
- (2) 計画作成担当者 : 1名
- (3) 介護職員 : 10名 (看護師含む)
- (4) 勤務体制  
    昼間の体制 : 9名  
    夜間の体制 : 3名

### 4. 協力医療機関

コンパス内科歯科クリニック藤沢湘南台

住 所 : 神奈川県藤沢市湘南台 1 丁目 15-22 ガーデンパレス湘南台 102

電話番号 : 0466-86-7871

診療科目 : 内科・歯科

医療法人 裕徳会 港南台病院

住 所 神奈川県横浜市港南区港南台 2-7-41

電 話 045-831-8181

診療科目 : 内科

### 5. 料金について

- (1) 料金については別紙「利用料金表」のとおりとなります。
- (2) 入居者からお支払いいただく「介護保険負担金」は原則として負担割合証に応じた基本利用料の 1 割又は 2 割・3 割の額です。
- (3) おむつ代、理美容費、嗜好品の購入にかかる費用、医療費等は実費ご負担いただきます。
- (4) 介護保険負担分 (1~3 割)、介護職員処遇改善加算負担分 (1~3 割) 医療費、薬剤費、クリーニング費、嗜好品購入等別途。
- (5) 生活保護受給者の方は減額免除制度があります。差額は事業者負担となります。
- (6) 生活保護受給者の方は減額免除制度があります。受給金額の変動に伴い、月額利用料の見直しを行うことがあります。

### 6. 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

### 7. 請求支払い方法

- ・原則的には 1 カ月分のご利用料金を一括して請求する月清算で、請求書は翌月 12 日頃に郵送させていただきます。
- ・お支払い方法は、指定の口座より振替させていただくか、17 日までに指定の口座へのお振込みをお願いします。

引落日：リコーリースの振替日年間日程表のとおり

振込 指定口座

口座 座： 湘南信用金庫 杉田支店

口座番号： 普通口座 4170944

口座名義： 株式会社 PRESENCE 代表取締役 三戸 究允

## 8. 入所対象者

利用者が次の各号に適合する場合、事業所の利用が出来ます。

- ① 要介護 1～5 の被認定者であり、かつ認知症の症状であると医師からの診断があること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害のおそれがないこと
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ⑤ 重要事項説明書に記載する事業所の運営方針に賛同した上で、認知症対応型共同生活介護契約条項を承認できること。

## 9. 入居定員

事業所の入居定員は次のとおりとする。

- (1) 1ユニット 9名
- (2) 2ユニット 9名
- (3) 3ユニット 9名

## 10. サービス内容

介護計画の立案

※適切なアセスメントを行い、本人・代理人が望む生活が実現できるような介護計画作成を行います。

食事

・食事時間

朝食 午前：8：00～9：00

昼食 午前：12：00～13：00

夕食 午後：17：30～18：30

- ・本人の希望、体調に合わせて、自由に時間を変更したり、場所を選べます。
- ・利用者と職員が、できる限りの範囲で食事の準備・後片付けを行い、役割や生きがい、充実感や達成感を持って生活していくことができるよう支援していきます。

排泄

利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

入浴

原則、2回/週の入浴または清拭を行います。

#### 生活介護

- ・一人一人の生活のリズムに合わせた支援をいたします。
- ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。

#### 生活相談

利用者及び代理人からの相談についても、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

#### 行政手続き代行

行政機関への手続きが必要な場合は、利用者や代理人の状況によっては代行します。

#### 機能訓練

離床援助、屋外散歩同行・家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。

#### 金銭の管理

- ・原則、金銭・貴重品のお持込みはご遠慮願います。  
(紛失した場合の責任は負えません)
- ・やむを得ず持ち込まれる場合は、本人で管理をお願いします。

#### 記録の保存

サービス提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後5年間保管いたします。

### 11. 入所の手続き（必要な書類など）

- ① 介護保険被保険者証
- ② 後期高齢者医療被保険者証
- ③ 国民健康保険高齢受給者証
- ④ 身体障害者手帳
- ⑤ 介護保険負担割合証
- ⑥ 被爆者手帳
- ⑦ 生活保護受給者手帳

<注意>更新毎に必ず施設までお届けください

### 12. 入居にあたっての留意事項

入居にあたって留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供します。
- (2) 事業所は、入居に際しては、主治の医師の診断書等により、利用者が認知症であることを確認することとし、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めます。
- (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、サービス提供が困難であると認めた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。

### 13. 退居の手続き

#### (1) 利用者からの退居の申し出（途中解約・契約解除）

退居を希望する日の 30 日前までに申し出てください。ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、事業所を退居する事ができます。

- ① 介護保険給付対象外のサービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 利用者が入院された場合。
- ③ 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合。
- ④ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤ 事業所もしくはサービス事業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他サービスを継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合。

#### (2) 事業所からの申し出により退居していただく場合

以下の場合には、事業所からの申し出で退居していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用者によるサービス利用料金の支払が 1 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払われない場合。
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事等によって本契約を継続したいが重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 利用者が病院に入院し、2 ヶ月以上経過した場合、又は明らかに 2 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合。
- ⑤ 利用者が介護老人福祉施設や介護老人保健施設に入居した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

#### (3) 自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ① 介護認定によりご利用者の心身の状況が、自立又は要支援 1・要支援 2 と判定された場合。
- ② 事業所が解散・破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。

## 14. 施設利用にあたっての留意点

### 面会

- ・面会時間 午前 10：00～午後 6：30（それ以外についてはご相談ください。）
- ・コロナウイルス、インフルエンザの流行時など、面会時間。方法にご配慮いただく場合があります。

### 外出・外泊

- ・必ず行先と帰設時間、食事の有無など必要なことを所定の用紙で職員にお届けください。

### 所持品の持込み

- ・家具・衣類の持込みは、居室内に収まりきる範囲内でお持ち下さい。（備付家具有り）
- ・季節毎の衣類の入れ替えは代理人等にてお願いいたします。

### 宗教・政治活動

- ・施設内での宗教活動・政治活動はご遠慮ください。

### ペット

- ・ペットの持込みはお断りします。

### 食べ物の持込み

- ・衛生管理上、1回で食べきれぬ量でお願いします。

## 15. サービス内容に関する苦情

事業所は、提供されたサービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

グループホームプレゼンス野庭 TEL：045-374-6557

管理責任者 中山 海飛

※不明な点は、何でもお尋ねください。

相談を受けた後、事業所は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の有無並びに改善の方法について、問い合わせ者または申し立て者に文書で報告します。

※事業所は疑問、問い合わせ及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者に対しいかなる不利益、差別的取り扱いもいたしません。

- ・介護保険の苦情や相談に関しては他に下記の相談窓口があります。

横浜市の相談窓口 横浜市健康福祉局 介護事業指導課 TEL 045-671-3466

港南区の相談窓口 港南区役所 高齢者支援担当 TEL 045-847-8415

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課 TEL 045-329-3447

## 16. 退居時の援助

契約の終了により利用者が退居する際には、利用者及びその代理人の希望、利用者が退居後

に生活されることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行います。

#### 17. 秘密保持の厳守

事業所及びすべての従事者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその代理人に関する秘密を、正当なり理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約書終了後も同様といたします。

#### 18. 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施いたします。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置しています。

#### 19. 個人情報の保護

- ① 事業所は、自らが作成または取得し、保存している利用者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び、事業所の諸規則に則り、適正な取り扱いを行います。
- ② 事業所は、法令規則により公的機関あて報告が義務付けられているもの、及び緊急の場合の医療機関等への利用者の心身等に関する情報提供、又は医療機関等から受ける情報提供、その他、利用者が「個人情報の使用に係る同意書」にて予め同意しているもの以外に、利用者または代理人の同意がなく第三者に個人情報の提供を行いません。
- ③ 事業所で作成し、保存している利用者の個人情報、記録については、利用者及び代理人はいつでも閲覧できます。また、自費にて複写することもできます。

#### 20. 身体拘束に向けての取り組み

- ① サービス提供にあたり、利用者又または他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び代理人等に、【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し、同意を得ます。
- ③ 事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束については、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を随時開催するなど、身体拘束廃止の取り組みをします。

#### 21. 感染症対策

- ① 事業所は、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。

- ② 事業所は、対策を検討する委員会を月に一回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をはかります。また従業者に対し、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施します。
- ③ 以上ほか、別に厚生労働省大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

## 22. 介護事故発生の防止と対応

- ① 事業所は、事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- ② 事業所は、事故が発生した時またはそれに至る危険性がある事態が生じた時に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
- ③ 事業所は、事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- ④ 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録いたします。
- ⑤ 事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

## 23. 損害賠償保険

事業者は、万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。

損害賠償責任保険先：東京海上日動火災保険株式会社

## 24. 緊急時の対処方法

利用者に容態の変化等があった場合は、「緊急連絡先別紙」に基づき、代理人等へ連絡すると共に、医師あるいは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従います。

## 25. 非常時災害時対策

- ① 防災対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ② 防火設備：消防設備、非常放送設備等、必要整備を設けています。
- ③ 防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。
- ④ 施設における非常災害対策を一体化します。

## 26. その他

- ① 通院・入退院時の送迎  
緊急時を除き、通院・入退院時の送迎は、代理人のご協力をお願いします。
- ② 入院時の対応

入院中の対応は、代理人でお願いします。

入院中は家賃・管理費のみ発生し、光熱費・食費は日割りにてご精算させていただきます

③ 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 4 回

## 27. 当法人の概要

**【事業者】** 名 称 : 株式会社 P R E S E N C E  
代表者役職・氏名 : 代表取締役 三戸 究允  
住 所 : 神奈川県横浜市金沢区六浦南 4-16-27  
本 部 電 話 : 045-370-9945

**【事業所】** 名 称 : グループホームプレゼンス野庭  
住 所 : 神奈川県横浜市港南区野庭 675-20  
指 定 番 号 : 第 1 4 9 3 1 0 0 7 4 5 号 神奈川県  
電 話 番 号 : 045-374-6557

認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、契約書及び本書面の提示に基づいて重要事項に関する説明を行い、本書面を交付いたしました。

令和 年 月 日

【説明者】 \_\_\_\_\_

私は、契約書及び本書面により、事業者から認知症対応型共同生活サービスについて重要事項の説明を受け同意いたしました。

【利用者】

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

【署名代理人】

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

利用者との関係 \_\_\_\_\_

(注意：原則として扶養者とします。)

【署名代理事由】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。